

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公開番号】特開2006-8448(P2006-8448A)

【公開日】平成18年1月12日(2006.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2006-002

【出願番号】特願2004-188082(P2004-188082)

【国際特許分類】

C 0 4 B 28/14 (2006.01)

C 0 4 B 18/16 (2006.01)

【F I】

C 0 4 B 28/14 Z A B

C 0 4 B 18/16

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月13日(2007.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物を粉碎する工程と、

前記工程により得られた粉碎物から金属異物及び石膏ボード由来の紙片を分別除去して紙片含有量を3重量%以下の石膏と岩綿の複合粉体を得る工程と、

前記複合粉体を石膏ボード製造用の新規原料石膏に対する割合が2~40重量%であり、かつ岩綿として1~20重量%となるように新規原料石膏と配合して石膏ボードを製造する工程と、

を有することを特徴とする石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物のリサイクル方法。

【請求項2】

前記新規原料石膏が焼石膏(半水石膏)である請求項1記載の石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物のリサイクル方法。

【請求項3】

前記複合粉体を加熱して焼成処理する工程を有する請求項1または2記載の石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物のリサイクル方法。

【請求項4】

前記新規原料石膏が二水石膏であり、これに前記複合粉体を配合して焼成して二水石膏を焼石膏(半水石膏)とし、石膏ボードを製造することを特徴とする請求項1記載の石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物のリサイクル方法。

【請求項5】

前記複合粉体の粒径が、100メッシュパス70%以上であることを特徴とする、請求項1乃至4記載の石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物のリサイクル方法。

【請求項6】

請求項1乃至5記載の石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物のリサイクル方法を用いて製造されたことを特徴とする岩綿を含む石膏ボード。

【請求項7】

石膏ボード製造時に凝結促進剤を使用することを特徴とする請求項6記載の岩綿を含む石膏ボード。

**【請求項 8】**

凝結促進剤が硫酸アルミニウム、硫酸鉄及び硫酸カリウムの少なくとも一種類であることを特徴とする請求項7記載の岩綿を含む石膏ボード。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0018】**

また、本発明の他の特徴は、上述の各石膏ボードと岩綿吸音板の複合廃棄物のリサイクル方法を用いて製造された岩綿を含む石膏ボードである。

また、さらに、他の特徴は、上記岩綿を含む石膏ボード製造時に凝結促進剤を使用することを特徴とする。

また、さらに、上記凝結促進剤が硫酸アルミニウム、硫酸鉄及び硫酸カリウムの少なくとも一種類であることを特徴とする。